



| | |
|------------------|---|
| Title | 中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究 [全文の要約] |
| Author(s) | 市村, 俊太郎 |
| Citation | 北海道大学. 博士(文学) 甲第15977号 |
| Issue Date | 2024-03-25 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/92102 |
| Type | theses (doctoral - abstract of entire text) |
| Note | この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 |
| Note(URL) | https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/ |
| File Information | Shuntaro_Ichimura_summary.pdf |



[Instructions for use](#)

学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 市村 俊太郎

学位論文題名

中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究

本論文は、主に中国後漢時代から南北朝時代までの時期における、姓氏 (*surname*) と譜牒 (*genealogy*) の関係に焦点を当て、当時の親族意識について分析し論じたものである。中古期という時代区分に厳密な画定は施さないが、内藤虎次郎氏の説にもとづき、凡そ後漢期頃から隋唐期頃までを論考の対象とする。

構成は、第一章「王莽「自本」考」が両漢交代期を、第二章「王符『潜夫論』志氏姓篇考」は後漢期を、第三章『通典』にみえる劉暉・庾蔚之の同姓不婚説は魏晋末から南朝前半期ごろまでを、第四章「北魏・北周における姓氏と婚姻規制」は北魏後半から北周ごろまでを扱い、全体で通時的な視点を提示する。以下、各章の内容の要約を述べる。

第一章「王莽「自本」考」は、両漢交代期の重要人物である王莽が作成した自己の譜牒（「自本」）について分析する。「自本」とここで呼ぶものは、班固『漢書』元后伝に記載されており、また王莽伝中には、それに似た内容を持つ策命文（本章では「策命」と略称する）も見られる。その内容は、黄帝、舜と伝説の聖王から始まり、周代の陳氏、戦国時代の田氏を経て現在の元城王氏へと連なっている。従来の研究では、王莽が偉大な聖王を祖先と崇めることで自己の血統を正統化すること、また五行相生思想にもとづき、漢王朝からの禪譲を正当化する意図が指摘されている。本章では新たに、各祖先に配当された姓氏に着目して、「姚」・「嬀」・「陳」・「田」・「王」の「五姓」を祖先と絡めて重視していた点を指摘する。前提問題として、まず周代においては現在の姓にあたるものとして、「姓」と「氏」の二種の表号が存在していた。前者は主に血縁性を表す代々不変の名であり、後者は主に政治社会的身分を表し状況に応じて変化し得る。「自本」の場合、それら全てを一様の姓として扱い、五名の先祖を各姓の創始者と見なしている。こうした王莽の作譜は、極めて作為的な面があることを指摘されるが、一方で、例えば上古の聖王の舜が二種の古姓の祖として見なされていたように、王莽以前から中華世界が内含する根本的な姓氏の錯綜に起因する面もある。王莽は姓と祖を重ね合わせることによって、各祖先の後裔を称しかつ各姓を代表する「五姓（あるいは王氏を除く四姓）」という集団を意識していた。「策命」によれば、彼らは王莽と異姓関係にありながらも同族として扱われ、いわゆる同姓不婚も適用されていた。王莽が考える同姓不婚の内容は必ずしも一貫性を持ってはいないが、五姓の例のように姓を越えた血縁性によって判断する点には画期性がある。また王莽政権で特徴的な九廟制も、尊廟五姓の存在が想定されている。好並隆司氏は王莽政権の特徴として、「個別的臣下僚支配」と「血縁的同族による支配」との間での「矛盾」した状態を指摘するが、同族と異族との間の曖昧な状態にある五姓は、まさに王莽政権のそうした特徴を如実に表しているとも考えられる。以上、王莽の譜牒である「自本」は王莽政権の特徴を反映する一方で、中国古来に根付く姓氏や伝説の根本問題をはらんでおり、また後漢時代以降の姓氏譜牒に対する理解の深化における先駆けとしての側面も指摘できる。

第二章『潜夫論』志氏姓篇考は、後漢時代の学者である王符の『潜夫論』志氏姓篇について、その世界像と譜系の構造について論じたものである。まず時代背景として、後漢期とは学術が発展した時代であり、姓氏に関する理解の深さも、王符以前では『白虎通』や王充『論衡』、王符以後でも鄭玄の注釈や応劭『風俗通』などから看取できる。政治面について見れば、豪族勢力が拡大し、自己の世系や姓氏への関心が高まっていく時代でもあった。そうした状況下で出された『潜夫論』志氏姓篇は、特異な系譜構造を持っていた。前半部では、別の五徳志篇と対応させながら、志氏姓篇の構成について分析を加えた。その結果、志氏姓篇と五徳志篇では伏羲から漢劉氏まで各王朝創始者を五行に配当し、そこから派生する諸族の祖と見なしていた。五行の配列は相生説

にもとづき、一周して同徳に戻る。その際に、同徳の帝王間には、しばしば「後嗣」という語が見られるが、これは「無父而生」の感生説を参考にすると、むしろ具体的な血縁性を見出せない関係を同徳で繋ぐものではないかと推測した。また系譜間には人物評価を含む内容もあって王符自身の思想も垣間見られるが、その点は志氏姓篇の基軸となる系譜構造と分けて考えている。こうした五行を中心とした系譜構造は、黄帝を諸帝王の祖と見なす帝繫説（『史記』、『大戴礼』等に記載）と対照的で、分節的な性質がある。王符の譜牒に対する姿勢には、志氏姓篇の序論部分で言うように、「同祖而异姓」や「同姓而异祖」が横行する系譜の混乱状況に対する憂慮があり、そのため「本祖を推紀」するという使命感が大きく関係している。大半の姓氏が黄帝へと帰着する帝繫説にはそぐわなかったであろう。最後に応劭『風俗通』姓氏篇と構成上の比較を試みると、『風俗通』は個々の姓を取扱うのに対し、『潜夫論』志氏姓篇では姓を越えた祖先に関心が向けられている。姓氏における理念と現実の齟齬を念頭に置くと、王符は各姓よりそれが象徴する血縁性を重視するという理念への傾倒が現れている。魏晋以降の姓氏書では各姓各家が重視されており、志氏姓篇のような祖先を遡る形式のものは全く見られない。姓氏書としては特異な形式を持つ志氏姓篇だが、後世に帝繫説批判の文脈のなかで引用されることはあった。以上のように王符『潜夫論』志氏姓篇は、後漢時代の姓氏研究の深化を背景とし、かつ理念と現実の間の齟齬という、姓氏や譜牒に関わる本質的な問題点を示唆している。

第三章『通典』にみえる劉嘏・庾蔚之の同姓不婚説は、唐の杜祐撰『通典』同姓為婚所載の同姓不婚説に関する議論を整理したものである。当該箇所は、まず晋代の劉嘏が同姓の劉疇の家と通婚したことで、当時の学者から非難を受けたことに端を発する。それに対し劉嘏は、自説を陳述して自己の婚姻の正当性を主張し、それを承けて後世の礼学者である荀崧と庾蔚之が賛同、補足することで、議論を深めていく。そもそも中国史上長期にわたって存続した同姓不婚の禁忌には、姓の表面的な同異によって判断すべきか、あるいは姓の本来的な観念である同祖同血関係によって判断すべきかという、根本的な問題が潜んでいた。加えて、もし同祖同血関係によるならば、前述の帝繫説において系譜が接続している堯舜ら古の聖王たちの通婚も礼議のうえで批判を被りかねなくなる。劉嘏の論法は、そうした問題を暴露するところから始まり、そこから同姓不婚の対象となる範囲を再度設定し直すことを目指している。ただし劉嘏は結局、範囲の基準を「始限」と「理終」という言葉で済ませ、その具体的な内容を明らかにしていない。劉嘏の説を承けた南朝宋の庾蔚之は、その内容の具体化を試みている。庾蔚之によれば、「始限」とは新たに始祖を立てることで、それ以上の遠祖で繋がる宗族との婚姻を可能とするものであり、「理終」とは大本の宗族が廃れることで受動的に分族し、かつての同族と婚姻が可能とする継起を指す。また「始限」「理終」を見定めるうえで、当時流行していた宗譜を視野に入れる。加えて、「始限」「理終」によって近親婚が生じないよう、『礼記』大伝を引用して、六世代以上の隔離が必須だと釘をさす。以上の劉嘏と庾蔚之の同姓不婚説の特徴は、第一に同姓不婚の理念と実践を両立できるように再解釈を試みた点であり、第二に方法論として鄭玄の礼学を用いた点であり、第三に宗譜を判断基準として用いた点であり、第四に近親婚を排除した点である。これらの特徴は、後世の主要な『礼記』解釈学では取り入れられなかったものの、唐代の『唐律疏議』の同姓為婚の条の細則には近似した内容が見られるなど、礼の実践面において大きな影響を与えた可能性がある。また研究史の視点から見ると、従来、中国史上における同姓不婚とは、実態としてより狭い範囲の同宗不婚が施行されていたと指摘されていたものの、それが理念としてどのように許容されていたか不明瞭であった。本論文によって、その問題に対し一定の見解を示せたかと考える。

第四章「北魏・北周における姓氏と婚姻規制」は、中国北朝期の姓氏認識と婚姻問題について論じたものである。特に分析する対象としては、北魏の孝文帝期の政策と西魏北周期に施行された一連の婚姻政策が挙げられる。北魏時代、とりわけ孝文帝の改革に至るまででは、鮮卑北族由来の姓のあり方が続いており、可変的な姓が用いられていた。孝文帝期にはそれを改めるようにして、氏族詳定と姓の漢化、さらに同姓婚の禁令が下された。前章までで論じたように、本来同姓不婚を実践するには、同祖異姓や異姓同祖の存在が問題となり得るはずだが、孝文帝が容易に同姓不婚の法制度化を施行したことは、その背景に、表面的な姓を重視する北朝の姓氏観が関係するのではないかと推考する。続く西魏北周期では、姓氏の賜与が乱発されたり、孝文帝が改めた漢姓を胡姓に戻させたりするなど、復古的な姓氏の扱いが見られたが、他方で母族との通婚の禁止や、五服内の通婚の禁止など、様々な婚姻規制策も行われた。これは可変的に姓氏を扱うことによって生じかねない近親婚を、防ごうとする意識が働いたものではないかと本稿では考える。

結論として、北朝期の姓氏に対する素朴な認識が、同姓不婚の制度化を可能とし、またその反省から、親族範囲に基づく婚姻制限が生じた可能性を論じる。

全体の内容を整理すると、以下ようになる。前漢末期に登場した王莽の系譜資料「自本」は、自分の一族と、自分と同じ祖先で繋がる別の一族との関係性にまで踏み込んで作成されたものとして、中国史上の姓氏観や譜牒観における先駆的な資料であると同時に、古より姓氏という概念が内包していた根本的な問題、すなわち血縁性を表示するという理念と可変的であるという実態との矛盾をも露呈させた。続いて後漢期に入り、姓氏に関する研究も進むなかで登場した王符の『潜夫論』では、現行の姓氏が純粋な血縁的理念を反映していないことを問題視し、各姓氏を始祖まで遡らせ、かつ結びつけるという体系的な譜牒像を提示した。王符の姓氏と譜牒に対する認識は、あくまで理念のなかでのものであったが、続く魏晋期に入り、礼を重視した門閥貴族が台頭すると、姓氏の内包する根本問題に対して、実践面からの議論が行われるようになった。南朝の劉焯と庾蔚之による論説は、礼学の手法を用いて血縁親族範囲の境界を定めることで、同姓不婚を実践可能な水準にまで落とし込むものとして、後世に影響を与えた。他方の北朝では、孝文帝期以来、同姓不婚に始まり婚姻範囲の制限が度々行われてきたが、これは北族由来の可変的な姓氏観によるもので、複雑な姓氏の内実を考慮しないことで可能になったのではないかと、本論では推測する。以上を同姓不婚の観点から見ると、王莽「自本」による問題提起、後漢期における研究の深化、魏晋南朝期における理念と実践の折衷、北朝期における詔令としての施行を経て、隋唐期における万人向けの法典化へ繋がったと説明することができる。